

教育局次期人事管理システム構築検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 次期人事管理システムの構築を円滑に推進するため、教育局次期人事管理システム構築検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長は、県立学校人事課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員長は、前項に規定する者のほか、委員会の運営上必要な者の出席を求めることができる。
- 6 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該所属の別の職員を代理人として出席させることができる。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 次期人事管理システム構築に係る方針の決定
- (2) 次期人事システムの開発状況等の確認
- (3) その他、委員長の求めに応じ、次期人事管理システムの開発・運営に関し、意見を述べること

(作業部会の設置)

第4条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会の下部組織として、作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、委員会の委員長が招集する。
- 3 作業部会は、別表2に掲げる当該課所の長の推薦に基づき、同表に掲げる担当の職員をもって組織する。
- 4 前項に規定する者のほか、作業部会の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(作業部会の行う事務)

第5条 作業部会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 次期人事管理システム構築の調達仕様（案）の検討
- (2) 効率的な事務処理を行う人事事務フローの改善・検討
- (3) 次期人事システムの開発・テスト・稼働に関する協力
- (4) 次期人事管理システム構築に係る各種打ち合わせへの参加

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県立学校人事課総務・人事給与情報システム担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、県立学校人事課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行し、この要綱による改正後の教育局次期人事管理システム構築検討委員会設置要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

業務主管課長	県立学校部県立学校人事課長
人事管理者	教育総務部副部長兼総務課長 市町村支援部小中学校人事課長 南部教育事務所長 西部教育事務所長 北部教育事務所長 東部教育事務所長
給与管理者	教育総務部教職員課長

別表 2 (第 4 条関係)

総務課	人事(事務局等)担当
教職員課	総務・退職手当担当
教職員課	給与管理担当
教職員課	給与制度担当
教職員課	県費事務担当
小中学校人事課	人事・学事・働き方改革担当
南部教育事務所	総務・人事・学事担当
西部教育事務所	総務・人事・学事担当
北部教育事務所	総務・人事・学事担当
東部教育事務所	総務・人事・学事担当
県立学校人事課	総務・人事給与情報システム担当
県立学校人事課	事務職員人事担当
県立学校人事課	教員人事担当
県立学校人事課	県立学校総務事務担当
県立学校人事課	学校・人事評価担当